

6 文科高第 223 号  
医政発 0524 第 3 号  
令和 6 年 5 月 24 日

各国公私立大学長  
各都道府県知事 殿

文部科学省 高等教育局長  
( 公 印 省 略 )

厚生労働省 医政局長  
( 公 印 省 略 )

言語聴覚士学校養成所指定規則第 4 条第 1 項第 11 号に規定する  
適当な実習指導者について

言語聴覚士の臨床実習については、令和 5 年 9 月 19 日に取りまとめられた「言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会報告書」において、言語聴覚士を取り巻く環境の変化とともに、求められる役割・知識等も変化していることや、臨床実習の実施方法や指導環境、指導する期間等が学校養成所や臨床実習施設によって様々であることから、言語聴覚士の質の向上のため、臨床実習の在り方の見直しや、学校養成所や臨床実習施設における教育の質の向上が求められたところであり、これを踏まえ、言語聴覚士学校養成所指定規則（平成 10 年文部省・厚生省令第 2 号。以下「指定規則」という。）の一部改正及び「言語聴覚士養成所指導ガイドラインについて」（令和 6 年 5 月 24 日医政発 0524 第 7 号厚生労働省医政局長通知）を通知したところである。

これらを踏まえ、指定規則第 4 条第 1 項第 11 号に規定する「適当な実習指導者」を下記のように定め、言語聴覚士法（平成 9 年法律第 132 号。以下「法」という。）第 33 条第 1 号に該当する者の指導については令和 7 年 4 月 1 日以降の入学生から、法第 33 条第 2 号に該当する者の指導については令和 9 年 4 月 1 日以降の入学生からそれぞれ適用することとし、法第 33 条第 3 号及び第 5 号に該当する者の指導については令和 8 年 4 月 1 日以降の入学生からそれぞれ適用することとする。

また、都道府県においては、貴管下の医療機関等に対して、以下の内容を周知願いたい。

## 記

- 1 適当な実習指導者は、以下の要件をすべて満たす者とする。
  - (1) 各指導内容に対する専門的な知識に優れ、言語聴覚士の免許を受けた後5年以上法第2条に掲げる業務に従事した、十分な指導能力を有する者であって、当該施設において専ら法第2条に掲げる業務に従事していること。
  - (2) 厚生労働省が定める基準を満たす臨床実習指導者講習会(令和6年5月24日付け医政発 0524 第5号)を修了した者又は令和6年度以降に開催される厚生労働省及び公益財団法人医療研修推進財団が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会を修了した者であること。
  - (3) ハラスメントの防止に努める者であること。

## 2 留意事項

実習指導者1人が担当する学生の数は、2人を限度とすること。ただし、見学実習の実施については、実習指導者によらないことができることとし、実施にあたり担当する学生数に制限は設けない。

以上